**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百十五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十一月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年十一月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－16	CASE IH PUMA 160	インターナショナル・トラクター・サービス株式会社	北海道帯広市西23条北1丁目5番1号

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百十六号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十一月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年十一月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－17	メッツォ・ミネラルズ LT200HP－T4	宇部テクノエンジ株式会社	山口県宇部市大字小串字沖の山1980番地
NS2－18	メッツォ・ミネラルズ LT106－T4	〃	〃
NS2－19	メッツォ・ミネラルズ LT116－T4	〃	〃
NS2－20	メッツォ・ミネラルズ LT96－T4	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百十七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年十一月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年十一月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS2－21	ボルボ　L120G	山﨑マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地1

○国土交通省告示第十三百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成八年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　茨城県取手市下高井字小屋畑、字田子山、字甚五郎崎、字橋本地の各全部、字向原、字地尻、字見次、字如何崎、字下宿の各一部、野々井字谷原の全部、字小谷畑、字前畑、字大門、字東原、字堂ノ下、字柏原、字陳屋原、字東谷津の各一部、寺田字北見、字大山、字堀尻の各一部、新取手三丁目の一部
四　土地区画整理事業の名称　取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　茨城県取手市新町一丁目八番五十号新町第八ビル一階
六　事業計画の認可の年月日　平成八年三月二十七日
七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十四年十一月二十七日

○国土交通省告示第十三百三十三号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十四年十一月九日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
関東鉄道株式会社	常総線	原新田4

○国土交通省告示第十三百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4648号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	TK－3000型	高階救命器具株式会社	気室生地及び気室中間フィルムの材料を変更したものを追加

○国土交通省告示第十三百三十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年十一月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4648号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	TK－3000型	高階救命器具株式会社	気室生地及び気室中間フィルムの材料を変更したものを追加

○国土交通省告示第十三百三十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年十一月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第F－490号	仕切り電線貫通部（A60級）	プラシールNF－23（A－60級）	日東化成工業株式会社	コーミング寸法及びケーブル最大占有率の承認範囲を追加